

平成31年度
年度計画

国立大学法人北海道大学

平成31年3月29日

平成 31 年度 国立大学法人北海道大学 年度計画

I 大学の教育研究等の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置

1 教育に関する目標を達成するための措置

(1) 教育内容及び教育の成果等に関する目標を達成するための措置

①-1 グローバルに活躍する力を養うため、第2期中期目標期間に開設した全学横断的な教育プログラムである「新渡戸カレッジ（学士課程）」及び「新渡戸スクール（大学院課程）」をさらに充実させた教育内容で実施し、両プログラムにおいて合わせて延べ1,000名以上の修了者を輩出する。また、新渡戸カレッジ及び新渡戸スクールにおいて、学生の学修過程を可視化できる修学ポートフォリオを開発し、各学部・研究科等においても順次導入する。（戦略性が高く意欲的な計画）

- ・①-1-1 新渡戸カレッジと新渡戸スクールを統合し、新渡戸カレッジとして学士課程から修士課程までの一貫したカリキュラムに編成し直すとともに、現代日本学プログラム課程と連携し、同課程留学生の新渡戸カレッジへの入校を開始する。
- ・①-1-2 2018年度までに構築した新渡戸ポートフォリオについて、各学院等へ順次導入するとともに、各学部で利用可能なポートフォリオについて、新渡戸カレッジ生を対象に構築する。

①-2 学生の主体的な学びを促進させるため、教育環境の整備を進め、アクティブ・ラーニング及び情報コミュニケーション技術等を活用した授業科目の開講数を増加させる。また、社会的ニーズに対応し、全学部を横断する新たな共通科目群を開設するとともに、ビジネス・スキル、専門職倫理等の授業科目を開講する。

- ・①-2-1 学士課程において、2018年度に規程等を整備した、Hokkaidoサマーインスティテュートに関する科目などの新たな学部共通科目（専門横断科目）を開講する。
- ・①-2-2 2017年度設置の数理・データサイエンス教育研究センターが中心となって、文理を問わないすべての学部学生を対象とした数理・データサイエンス教育プログラムである一般データサイエンス科目を開講する。また、当該プログラムの支援環境である教育プラットフォームを通じてeラーニング教材を提供するとともに、学生の主体的な学びの場としてラーニング・コモンズの運用を開始する。

①-3 第2期中期目標期間に導入したナンバリング制度、国際通用性のあるきめ細かなGPA制度等を活用し、教育課程のさらなる体系化と学修成果の検証体制の構築を推進する。また、全学部・研究科等において、積極的にクォーター制の導入を推進し、平成28年度までに全学部を導入するとともに、平成31年度までに、全学部・研究科等においてアセスメント・ポリシー（学修成果の評価方針）を策定する。

- ・①-3-1 全学共通の基準である「北海道大学アセスメント・ポリシー」に基づき、2018年度に全学部・学院等において策定したアセスメント・ポリシーを公表する。

①-4 国際社会の発展に寄与する人材を育成するため、ジョイント・ディグリー・プログラムをはじめとする海外大学との共同教育プログラムを新たに10件以上開設するなど、国際通用性のある大学院教育を実施する。（戦略性が高く意欲的な計画）

- ・①-4-1 コチュテル・プログラム及びダブル・ディグリー・プログラムの開発支援を継続して実施するとともに、実施後の評価体制を確立する。
- ・①-4-2 2018年度に実施した各部局へのアンケート調査結果を踏まえて、ジョイント・ディグリー・プログラムの導入に向けた全学的な協働支援体制を整備する。

（2）教育の実施体制等に関する目標を達成するための措置

①-1 教職員等の教育力・教育支援力を高めるため、平成27年度に開設した「高等教育研修センター」において、ニーズに対応したファカルティ・ディベロップメント（FD）、スタッフ・ディベロップメント（SD）等の研修プログラムを一元的に開発し、実施する。また、英語による授業を拡充するため、英語を母語とする講師によるFDプログラムを拡充する。

- ・①-1-1 高等教育研修センターにおいて、全学的なFD、SD、プリペアリング・フューチャー・ファカルティ（PFF；大学教員養成）等の各種研修、及び英語を母語とする講師によるFDを継続して実施する。また、2018年度設置のFD連絡会で調査した学内ニーズを踏まえて、新たなFD研修について検討する。

①-2 総長直轄のマネジメント組織である卓越人材育成推進室を中核として、国内外機関との連携により高度な知のプロフェッショナルを輩出する卓越大学院プログラムを推進し、その取組や成果を大学院全体の教育改革へ波及させるための教育環境を整備する。

- ・①-2-1 卓越大学院プログラム推進会議及びステークホルダーボードの設置・運営並びに北大版メジャーマイナー制度導入を見据えた大学院・大学間共通特別教育プログラムの実施など、大学院教育改革に資する教育環境の整備を推進する。

（3）学生への支援に関する目標を達成するための措置

①-1 学生が安心・安全で充実したキャンパスライフを送ることができるようにするため、学生支援組織間の連携を強化し、進路・履修相談、経済的支援、就職支援、キャリア支援等の取組を実施する。また、奨学金及び授業料免除については、既存制度の検証を行い、よりきめ細かな支援制度に改善する。

- ・①-1-1 学生相談室、アクセシビリティ支援室、留学生相談室を包括的に統合し、2018年度に新設した学生相談総合センターを拠点として、学生相談の機能を拡充し、学生支援組織間の連携を強化するとともに、学生、教職員等に対する学生支援についての広報を充実させる。また、学生相談に加え、学習支援及び就職支援を継続して実施する。特に、キャリア形成支援の一環として本学同窓生で組織する新渡戸ネットを活用し、国際インターンシップをさらに拡大する。

①-2 全ての学生にとって教育の機会が公平に提供されるキャンパスを目指し、特別修学支援室の体制整備など、障がいのある学生を支援する体制を拡充させるとともに、教職員・学生を対象とした継続的な研修を実施する。また、平成29年度までにバリアフリー整備計画を策定し、ユニバーサルデザインに配慮したキャンパスに整備する。

- ・①-2-1 障がいのある学生をサポートする支援学生に対する研修及び「特別修学支援活動賞」による表彰、支援学生の裾野拡大に向けた全学教育科目の開講、並びに教職員向けのFD及びSD研修を継続して実施する。

(4) 入学者選抜に関する目標を達成するための措置

①-1 第2期中期目標期間に導入した、入学後に所属する学部を決める「総合入試」制度を検証する。また、ボーダレスなグローバル社会をリードする意欲と資質を持った人材を人物本位で選抜するため、平成30年度入試から国際バカロレア等を用いた「国際総合入試」を開始する。さらに、大学院課程を中心に、テレビ会議システム、海外オフィスを活用した渡日前入試を拡大するなど、国際化に対応した入学者選抜を実施する。

- ・①-1-1 「総合入試」の実施状況を分析し、検証するとともに、「学力の3要素（①知識・技能、②思考力、判断力、表現力、③主体性）」を多面的に評価する新たな入学者選抜の実施について各学部と協同で検討する。
- ・①-1-2 テレビ会議システム、海外オフィスを活用した大学院課程の渡日前入試を拡大するため、マニュアルの作成に着手する。また、海外在住者に係る入学手続きの利便性を向上させるため、大学院課程の入学料について、クレジットカード決済が可能となるシステムを導入する。

2 研究に関する目標を達成するための措置

(1) 研究水準及び研究の成果等に関する目標を達成するための措置

①-1 世界トップレベルの研究を推進するため、医療・創薬科学分野、食・健康科学分野、物質・材料科学分野、フィールド科学分野等の本学が強みを有する重点領域研究に対し、研究費・人材・スペース、リサーチ・アドミニストレーター（URA）等を活用した全学的研究マネジメントによる支援を行う。これらにより、新たな部局横断型研究プロジェクトを5件以上創出する。

- ・①-1-1 若手研究者を中心とした部局横断型研究プロジェクトの創出に向け、研究IRに基づいた本学が強みを有する重点領域研究に対し、URA等を活用した全学的研究マネジメントによる支援を継続して行う。

①-2 本学の特色ある研究領域である北極域研究等を核として、異なる視点を持つ研究者の知のネットワークを形成し、新たに国際共同研究を45件以上展開するなど、グローバルな頭脳循環のハブとして研究を推進する。

(戦略性が高く意欲的な計画)

- ・①-2-1 共同利用・共同研究拠点を中心として、国内外の大学及び研究機関等との連携による国際共同研究を推進する。特に、これまでの取組により強化した国際ネットワークを活かし、北極域国際共同研究等を推進する。

①-3 第2期中期目標期間に竣工した「フード&メディカルイノベーション国際拠点」を核として、企業等と本学が対等な立場で研究を行う「イコールパートナーシップ」に基づいた産業創出部門等を5件以上開設するなど、社会実装、イノベーション創出に向けた産学官協働研究を推進する。（戦略性が高く意欲的な計画）

- ・①-3-1 企業ニーズに合わせた効果的な研究シーズ情報の発信によるマッチングにより、新たな産業創出部門等を設置するとともに、既設部門等の社会実装に向けたステージアップを実施するなど、産学官協働研究を推進する。また、農林水産業の生産力・収益力の向上等を目指した産学官の複数の機関が参画するコンソーシアム型共同研究を推進する。

②-1 若手教員の継続的なキャリア形成支援のため、本学がこれまで培ってきたテニュアトラック制度をいかに、人文社会科学系分野の育成プログラムの充実、外国人教員への支援策等を盛り込んだ新たな育成制度を実施する。この制度により、テニュアトラック教員を15名以上採用し、育成する。

- ・②-1-1 2018年度に策定した若手研究者に係る今後の全学的育成・支援方針に基づき、既存のテニュアトラック事業等をより効率的な制度として整備し、実施する。

②-2 博士課程学生及び博士研究員のキャリアパスを支援するため、若手研究者と企業が交流するための登録制WEBサイトの拡大、人文社会科学系学生が企業で活躍するためのスキル教育プログラムの開発、教務情報と連動した学生情報データベースの構築等、総合的な能力開発プログラムを実施する。

- ・②-2-1 文系部局の博士課程学生等のために設計・構築したキャリアプログラム「A-COLA」について、他のキャリアパス多様化支援セミナーを組み合わせ、大学院共通授業科目として開講する。また、国公立9大学まで連携を拡大した博士研究人材育成コンソーシアムについて、各大学のリソース・ノウハウを共有したプログラムを継続して実施し、博士課程学生等の参加を促進する。

(2) 研究実施体制等に関する目標を達成するための措置

①-1 第2期中期目標期間に導入したURA、産学協働マネージャー等を活用した研究開発マネジメント体制をさらに拡充するとともに、平成30年度までに技術職員組織の一元化を行うなど、研究支援体制を強化する。また、産学協働ファシリテーター育成プログラム等の各種研修プログラムを充実させ、それらを担う人材を育成する。

- ・①-1-1 大学力強化推進本部URAステーションを中心とした全学的な研究開発マネジメント体制を強化するため、URAの能力開発を継続して行う。
- ・①-1-2 2018年度に技術職員組織として一元化した「技術支援本部」による全学的な技術支援を行うとともに、技術職員のスキルアップを図るための研修等を継続して実施する。
- ・①-1-3 2018年度に試行した地域活性化の中核を担う産学協働ファシリテーター育成のための産学協働人材講座（中級版）を本格的に開講する。

①-2 本学の特長である高度な研究設備を学内外に共用するシステム「オープンファシリティ」において、最先端設備等の登録台数、利用者数を、平成27年度比で10%以上、また、設備共用に係る連携・協力機関等を新たに10機関以上増加させるなど、世界水準の研究基盤共用プラットフォームに拡充する。

- ・①-2-1 創成研究機構グローバルファシリティセンターを中心として、試作ソリューション事業及び設備市場事業を拡充するとともに、学外機関との設備共用を推進するため、国内外機関との人材交流等を実施する。

①-3 平成30年度に創成研究機構に設置した世界トップレベルの研究拠点の形成を目指す「化学反応創成研究拠点（ICReDD）」において、最先端の融合研究を推進するための研究環境及び支援体制の整備を行う。

- ・①-3-1 2018年度に設置した化学反応創成研究拠点において、異分野融合研究を推進するための研究環境及び支援体制の整備を重点的に行う。

3 社会との連携や社会貢献及び地域を指向した教育・研究に関する目標を達成するための措置

①-1 知の還元と教育のオープン化を推進するため、社会人及び高校生を対象とした教育プログラム、高等学校との連携事業等を実施するとともに、様々な教育コンテンツをオープンコースウェア・MOOC（Massive Open Online Course）等で公開する。また、「HUSCAP（北海道大学学術成果コレクション）」において、本学の教育研究成果を年間3,000コンテンツ以上発信する。

- ・①-1-1 社会人及び高校生を対象とした教育プログラム、高等学校との連携事業等を実施する。また、OCW及びMOOC等のオープン教材の公開、HUSCAPによる教育研究成果の発信をさらに拡大する。

①-2 平成28年度に公開スペースを大幅に拡充する総合博物館、国内屈指の蔵書数を誇る図書館、札幌市民の憩いの場である植物園等、多様な学内施設を活用し、地域交流を推進する。

- ・①-2-1 総合博物館、附属図書館、植物園等、多様な学内施設において、企画展示やセミナーなどを継続して実施するとともに、利用者視点に立った情報発信を推進する。

①-3 地方自治体等との協働により、政策提言等を行うとともに、地域企業との事業化に向けた共同研究を平成27年度比で10%以上増加させる。

（戦略性が高く意欲的な計画）

- ・①-3-1 産学協働人材講座に参画する自治体、企業との意見交換を通じて地域振興に資する提言を行う。
- ・①-3-2 産学・地域協働推進機構がハブとなり、地方自治体等と複数の部局が関与する学際的な共同研究を推進する。

4 その他の目標を達成するための措置

(1) グローバル化に関する目標を達成するための措置

①-1 平成 28 年度に「国際連携機構」を設置し、全学的な連携体制を再構築する。また、総長直轄の国際連携研究教育局（G I-C o R E）に新たなグローバルステーションを 5 拠点以上設置し、A S E A N、北米に新たな海外オフィスを開設するなど、戦略的・組織的な国際連携を推進する。（戦略性が高く意欲的な計画）

- ・①-1-1 2018 年度に業務の合理化のため改組した国際連携機構の体制について、全学的な連携を推進するため、再検証する。
- ・①-1-2 国際連携研究教育局（G I-C o R E）において、国際連携研究教育を推進するほか、北米に新たな海外オフィスを開設するなど、戦略的・組織的な国際連携を推進する。特に「大学の世界展開力強化事業 タイプ B ロシア」や「日本留学海外拠点連携推進事業（ロシア・C I S）」により、日露の学生・研究者交流を促進する。

①-2 学際的な知的交流を促進するため、世界の研究者と協力して夏の北海道で国内外の学生を教育する「サマー・インスティテュート」、連携した海外大学で、本学と世界の学生が共に学ぶ「ラーニング・サテライト」等、多様な教育プログラムを展開する。これらにより、日本人学生の海外留学経験者を 1,250 名以上、外国人留学生の年間受入数を 2,200 名以上に増加させる。（戦略性が高く意欲的な計画）

- ・①-2-1 海外協定校等において本学の授業科目（単位付与）を開講し、海外の学生とともに受講できるラーニング・サテライト（L S）の推進により、本学日本人学生の海外留学を促進する。
- ・①-2-2 海外の著名な研究者や学内外の学生が本学キャンパスや北海道に集まる「H o k k a i d o サマー・インスティテュート」、留学生を対象とした「現代日本学プログラム」「インテグレイテッドサイエンスプログラム（I S P）」など多彩なプログラムを実施し、外国人留学生の受入を促進する。

①-3 外国人留学生及び海外留学する日本人学生を対象とした経済、生活、キャリア等に関する支援を充実させるとともに、日本人・外国人混住型宿舎、交流イベント等、日本人学生と外国人留学生が交流する環境を創出する。

- ・①-3-1 海外に留学する日本人学生への奨学金制度の運用、外国人留学生へのキャリア形成支援策の実施及び学内外連携強化への着手など、経済、生活、キャリア等に関する支援を継続して実施する。
- ・①-3-2 混住型宿舎整備に向けた検討を継続するとともに、交流イベントの開催等により、キャンパス内外において外国人留学生と日本人学生等の交流促進を継続して支援する。

①-4 平成 27 年度に設置した「グローバルリレーション室」の下、北大アンバサダー・パートナー制度を創設し、200 名以上の海外在住 O B に委嘱するとともに、海外留学生同窓会を 20 か所以上開設し、国際的な北大コミュニティーを拡充するなど、戦略的な国際広報を推進する。

- ・①-4-1 北大アンバサダー・パートナーと連携し、海外への情報発信をより強化するとともに、新たな海外同窓会の設立を支援する。
- ・①-4-2 本学の研究活動と成果を紹介する「世界の課題レポート（第 1 号、第 2 号）」について、北大アンバサダー・パートナー及び海外同窓会と連携のう え、海外に広く周知するとともに、第 3 号発刊に向けた準備を行う。

(2) 附属病院に関する目標を達成するための措置

①-1 橋渡し研究加速ネットワークプログラム及び臨床研究品質確保体制整備事業における実績をいかし、革新的医療技術を創出する体制を強化することによって、医師主導治験・先進医療・医療機器等を12件以上承認申請し、また、国際水準（ICH-GCP）に準拠した臨床研究を30件以上実施するなど、日本発の新薬・医療技術・機器の開発に貢献する。（戦略性が高く意欲的な計画）

- ・①-1-1 臨床研究中核病院として体制を強化するとともに、2016年度に策定した第一次行動計画を検証し、先端的研究及び技術開発に係る臨床研究等をさらに推進するための第二次行動計画を策定する。

②-1 優れた医師を育成するため、平成31年度までに初期臨床研修医等に対する達成度評価システムを構築するなど、卒前教育と連携した総合診療研修プログラムを充実させる。また、平成28年度に専門医研修プログラムを構築するなど、研究能力を持つ優れた専門医を育成する体制を強化する。

- ・②-1-1 総合的な診療教育の充実に向けて、初期臨床研修医等に対する達成度評価システムを構築するとともに、地域医療研修体制の整備等により、初期臨床研修における研修コースを充実させる。また、シームレスな臨床教育を実践するため、2018年度に導入した新専門医研修プログラムを円滑に運用するとともに、形成的評価を推進する。

②-2 全医療人に対して、様々な院内・院外研修会を開催し、キャリア支援及び生涯教育を推進する。また、平成29年度までに倫理教育を推進する部門を設置し、倫理教育を充実させる。

- ・②-2-1 職員の能力向上に向けたキャリア支援及びチーム医療推進のための院内・院外研修会を継続して実施するとともに、臨床研究監理部による研究倫理教育をさらに充実させるため、研修計画の検証と見直しを行う。

③-1 超高齢社会を見据えた医療制度改革に対応する地域と連携した診療体制を構築するとともに、海外の大学病院と連携協定を新たに6機関以上締結するなど、医療のグローバル化を推進する。

- ・③-1-1 地域医療機関への医師配置並びにICTを活用した診療体制及びがんゲノム医療等による地域連携を推進する。また、海外の大学病院・医療機関との連携及び2018年度までに整備した外国人患者の診療受け入れ体制により、国際化を推進する。

④-1 病院長のトップマネジメントの下、病院収入の安定的確保に向けた検証を強化し、施設・医療機器の計画的整備を実施する。また、職場環境の改善を検討する体制を構築し、より良い職場環境を整備する。

- ・④-1-1 病院の財務状況の改善に資する増収策及び支出削減策を講じ、経営基盤を強化するとともに、病院再開発の整備計画の作成を進める。また、診療・職場環境の改善策を講じる。

II 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置

1 組織運営の改善に関する目標を達成するための措置

①-1 総長のリーダーシップの下、総長補佐体制の整備、監事による業務監査、経営協議会、海外アドバイザリーボード、大学力強化推進本部での学外委員の意見の活用等により、ガバナンス機能をより強化する。また、平成27年度に設置した「総合IR室」において、教育、研究、管理運営等の諸活動に関する情報を収集・分析し、経営戦略策定を支援する。

- ・①-1-1 「経営戦略室」において、大学全体の横断的な経営戦略を策定する。また、監事による業務監査結果及び経営協議会学外委員など、外部有識者からの意見を活用する。
- ・①-1-2 IRデータを蓄積・分析・管理するシステムの構築により、効率化・標準化されたIR業務を実施する体制である「IR戦略プラットフォーム」を実現する。
- ・①-1-3 総合IR室において、本学の諸活動に関するデータを集約・分析し、総長に報告するとともに、取り組むべき課題について学内の共通認識を醸成するため、「北海道大学ファクトブック」を作成する。

①-2 本学の重点的な施策を機動的に実施するため、総長の裁量による経費を拡充するとともに、資源配分に関する検証を不断に行い、学内資源の再配分を戦略的に実施する。

- ・①-2-1 学内資源の再配分を実施する。また、病院運営を含めた資源配分ルールについて検証を行う。

②-1 優れた業績を持つ教員の獲得、教員の職務に対するモチベーションの更なる向上及び流動性の促進のため、第2期中期目標期間に創設した正規教員の年俸制、クロスアポイントメント（混合給与）制度、ディスティンクイッシュトプロフェッサー制度等、柔軟な人事・給与制度の適用を促進する。特に、年俸制については、より公平かつ透明性のある制度として推進し、正規教員の適用者を800名以上に増加させる。

- ・②-1-1 優秀な教員の確保等を目的としてこれまでに創設した柔軟な人事・給与制度を継続して実施する。特に、年俸制については、人事給与マネジメント改革を推進するため、新たな年俸制を策定するとともに、業績評価制度をより厳格化する。

②-2 組織の活性化・国際化を促進するため、多様な経歴・能力を有する職員を採用するとともに、SDプログラムを通して、職員の資質を向上させる。特に、国際対応力を強化するため、TOEIC700点以上の職員比率を正規事務職員全体の20%以上に増加させる。

- ・②-2-1 事務職員の資質向上を図るため、SD研修を継続して実施する。特に、英語能力向上のための研修等を実施し、TOEIC700点以上の事務職員を増加させる。

②-3 組織の多様性を高めるため、インセンティブ付与等の多様な方策の実施により、若手・外国人・女性教員の積極的採用を促進し、外国人教員数を200名以上、女性教員数を450名以上に増加させる。

- ・②-3-1 若手・外国人・女性教員の増加策を継続して実施する。特に人事給与マネジメント改革に係る国からの各種指針等を踏まえ、若手教員の新たな増加策を検討する。

②-4 女性教職員の活躍推進のため、女性管理職比率を正規教職員全体の15%以上に増加させる。

- ・②-4-1 女性の管理職への積極的な登用を実施し、女性管理職比率を13%以上とする。

②-5 教職員のワークライフバランスの充実のため、平成29年度までに教職員休暇制度、平成31年度までに子育て支援制度を改善するなど、働きやすい職場環境作りを推進する。

- ・②-5-1 2018年度に行った調査・検討結果に基づき、子育て支援制度の拡充に向けた改善策を実施する。

2 教育研究組織の見直しに関する目標を達成するための措置

①-1 教育研究組織の機能を強化するため、平成29年度までに組織等の在り方を不断に検証し改革する仕組みを導入する。また、教員組織と大学院教育組織の分離、国際大学院の設置等に取り組み、8大学院以上の組織再編を行う。

(戦略性が高く意欲的な計画)

- ・①-1-1 2016年度に策定したガイドライン及び2017年度に策定した組織整備に関する基本方針を活用し、2021年度以降に再編する組織並びに入学定員、教育資源の再配分を検討する。
- ・①-1-2 2019年4月に、既設3学院の組織再編として、国際食資源学院に博士後期課程を設置し、国際広報メディア・観光学院、農学院の専攻を再編するとともに、2研究科の組織再編として、文学研究科及び情報科学研究科を学院・研究院化する。また、理学院数学専攻の入学定員を変更する。
- ・①-1-3 2020年4月の水産科学院の入学定員変更に向けた準備を行う。
- ・①-1-4 2018年9月に発生した北海道胆振東部地震の経験等を契機として、災害リスク・社会的ニーズの変化を踏まえた広域複合災害に対応する分野横断的な総合研究を推進するための「広域複合災害研究センター」を設置する。

3 事務等の効率化・合理化に関する目標を達成するための措置

①-1 大学運営及び教育研究の円滑な遂行に資するため、平成28年度までに第2期中期目標期間に実施した取組のフォローアップを行うとともに、平成29年度から新たな事務効率化・合理化の取組を実施する。

- ・①-1-1 2017年度に策定した「事務等の効率化及び合理化に関する基本方針」に基づき、事務改善を順次実施する。

III 財務内容の改善に関する目標を達成するためにとるべき措置

1 外部資金、寄附金その他の自己収入の増加に関する目標を達成するための措置

①-1 外部資金獲得に向けて、平成29年度までに「産学・地域協働推進機構」が主導する組織型協働研究等の発掘・管理体制の強化及び研究関連情報の集約を実施するほか、外部資金等の獲得支援をさらに充実させるなど組織的・戦略的な取組を実施し、外部資金を平成27年度比で10%以上増加させる。

- ・①-1-1 「学術・産学連携統合データベース」の構築による研究シーズの効率的発掘と企業ニーズとのマッチングによる共同研究及び特許ライセンスを加速する。また、科学研究費助成事業等をはじめとする外部資金獲得支援をさらに充実させるなど、組織的・戦略的な取組を実施する。

①-2 安定した財政基盤を確立するため、本学が有するブランド力、キャンパス内の多様な資源を活用し、商標使用料の確保、本学で定めている各種料金の見直しを行うなど、自己収入拡大に向けた取組を実施する。

- ・①-2-1 自己収入の拡大に向けた取組を実施する。特に、北大ブランドの有する価値を検証し、学内外における北大ブランドの新たな活用を推進する。

①-3 企業、同窓会等の多様なステークホルダーに向けた活発な募金活動を展開し、北大フロンティア基金を増加させる。

- ・①-3-1 本学卒業生をメインターゲットとし、2018年度に創設した基金事業「北大みらい投資プログラム」を、同窓会と連携して広く周知するとともに、さらなる継続的寄附及び裾野の拡大のため、多様なステークホルダーに向けた募金活動を行う。

2 経費の抑制に関する目標を達成するための措置

①-1 外部委託業務等の既存契約の仕様、契約方法の見直しを行うなど、効率的な経費執行に資する多様な取組を実施する。

- ・①-1-1 効率的な経費執行に資する様々な取組を実施する。特に、2018年度に仕様を見直し新たに契約した旅費計算アウトソーシングを開始するとともに、電子購買システムの利用拡大に向けた方策を継続して実施する。

3 資産の運用管理の改善に関する目標を達成するための措置

①-1 平成29年度までに不動産等貸付料金の見直しを行うなど、資産の運用状況の把握、有効利用の拡大に向けた方策を実施する。

- ・①-1-1 不動産等の有効利用の拡大に向けた方策を継続して実施する。

IV 自己点検・評価及び当該状況に係る情報の提供に関する目標を達成するためにとるべき措置

1 評価の充実に関する目標を達成するための措置

①-1 全学の自己点検・評価及び法人評価・認証評価に向けた実施体制を強化するとともに、各部局等が行う自己点検・評価を効果的・効率的に実施するための支援を行う。また、得られた評価結果を改善にいかすため、評価結果のフォローアップを毎年度実施する。

- ・①-1-1 第3期中期目標期間の4年目終了時評価受審に向けた実施体制を強化するため、学内説明会の開催、自己評価書等作成の体制整備、スケジュールの設定を行うとともに、自己評価書等の作成に着手する。

2 情報公開や情報発信等の推進に関する目標を達成するための措置

①-1 グローバル社会における情報ニーズに対応した広報体制を整備し、広報媒体の多言語化、ソーシャル・ネットワーキング・サービス、同窓会組織との連携等を活用した戦略的広報活動を実施する。

- ・①-1-1 2018年度からリニューアルを進めているホームページについて、新たなウェブサイト管理システムの導入により運用を効率化させるとともに、SNSの活用等による積極的な情報発信、校友会エルムと連携した卒業生相互の交流を活性化させる方策を実施するなど、ステークホルダーを見据えた北大ブランディングを展開する。

V その他業務運営に関する重要目標を達成するためにとるべき措置

1 施設設備の整備・活用等に関する目標を達成するための措置

①-1 魅力溢れるキャンパスの形成を推進するため、平成 29 年度までに「キャンパスマスタープラン 2006」を強化・充実させた新マスタープラン、平成 31 年度までに新たに函館地区を対象としたマスタープランを策定し、計画的な施設の整備及び運用を推進する。

- ・①-1-1 2017 年度に策定した札幌地区のキャンパスマスタープランに基づくアクションプラン（個別の実行計画）の立案等、施設マネジメントを推進するとともに、函館地区のキャンパスマスタープランを策定する。

①-2 第 2 期中期目標期間に国内大学で最初に策定したサステイナブルキャンパス評価システムを活用し、一般廃棄物排出量を平成 27 年度比で 10%以上削減するなど、省エネルギー化、地域との連携等に配慮したサステイナブルキャンパス作りを推進する。

- ・①-2-1 サステイナブルキャンパス構築のため、「アクションプラン 2016」に基づいた一般廃棄物排出量削減のための活動を推進するとともに、サステイナブルキャンパス評価システムを活用した P D C A サイクルを実行する。

①-3 「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」に基づく P F I 事業として、環境資源バイオサイエンス研究棟改修施設整備等事業を推進する（平成 30 年度まで）。

- ・2018 年度で P F I 事業終了のため、年度計画なし

2 情報環境整備等に関する目標を達成するための措置

①-1 平成 27 年度に策定した「情報環境推進に関する行動計画」に基づき、人事情報・財務情報等の基幹業務系システムの更新時に最適化を推進するなど、情報環境の整備を全学的に実施し、その成果を検証する。

- ・①-1-1 基幹業務系システム利用における安全性・利便性を向上させるため、シングルサインオンシステムを更新する。また、2017 年度に作成した基幹業務系システムの連携ガイドラインに基づき、統一 I D 管理システムの仕様を策定する。
- ・①-1-2 2015 年度に策定した「情報環境推進に関する行動計画」の実施状況について中間評価を実施する。

①-2 研究力強化のため、平成 30 年度までに計算処理能力が現行の学際大規模計算機システムの 10 倍以上に増強されたアカデミッククラウドシステム等を導入し、研究・実験等のビッグデータのアーカイブ基盤を構築するなど、学術情報基盤を整備する。

- ・①-2-1 2018 年度に導入したアカデミッククラウド等の研究基盤システムの利用状況の検証を行う。
- ・①-2-2 多様な教育研究の用途に対応するとともに、セキュリティリスクを低減するためのネットワーク基盤の調達に着手する。

①-3 情報コミュニケーション技術を活用した教育を推進するため、平成31年度までに学内共用無線LANアクセスポイントの拡充、ファイアーウォール等の強化等、ネットワーク環境を整備し、充実させる。また、サイバーセキュリティに関する教育体制を整備する。

- ・①-3-1 学内共用無線LANアクセスポイントの利用状況に係るアンケートに基づき、ネットワーク環境を戦略的に整備する。また、情報セキュリティ研修の実施状況を検証し、必要に応じて見直しを行う。
- ・①-3-2 全教職員対象のeラーニングシステムによる情報セキュリティ研修を継続して実施し、受講率100%を達成する。

3 安全管理に関する目標を達成するための措置

①-1 平成27年度に構築したリスクに係る責任・管理体制の下、平成29年度までに全学的なマニュアル・事例集等を整備するとともに、平成30年度から専門家によるマネジメントセミナーを開催するなど、リスクマネジメント教育を充実させる。

- ・①-1-1 2018年9月に発生した北海道胆振東部地震の経験を踏まえ作成した本部危機対応・事業継続マニュアルに基づき、各部局におけるマニュアル・事例集等を作成するとともに、専門家によるリスクマネジメントセミナー・講習会等を実施する。
- ・①-1-2 2016年度に策定した「情報セキュリティ対策基本計画」に沿って、情報セキュリティ対策を実施する。

①-2 労働安全衛生法その他法令等の遵守に当たり、平成31年度までに巡視の結果に基づく安全衛生情報のデータベース化及び化学物質管理システムの見直し、更新を行う。また、教育研究の場における安全・衛生に関する点検調査を行うとともに、教職員及び学生を対象とした安全教育を充実させる。

- ・①-2-1 安全衛生情報のデータベースを活用した「安全衛生巡視支援ツール」による巡視を一部の部局で試行するとともに、更新した化学物質管理システムを本格稼働させる。また、2017年度に見直しを行ったライフサイエンス系実験従事者に係る健康診断を継続して実施し、受診状況を管理する。
- ・①-2-2 教職員及び学生の安全・衛生の保持のため、安全教育、安全衛生巡視及び各種実験施設の実地調査を継続して実施する。

4 法令遵守等に関する目標を達成するための措置

①-1 研究費不正使用及び研究活動上の不正行為を防止するため、第2期中期目標期間に構築した独自のeラーニングシステムによる不正防止研修の受講を義務化し、受講率100%を堅持する。また、物品検収体制の徹底、ハンドブックによる啓発活動等を実施する。

- ・①-1-1 研究費不正使用及び研究活動上の不正行為を防止するため、eラーニングシステムによる不正防止研修受講率100%を堅持するとともに、ハンドブックによる啓発活動等を継続実施する。

①-2 平成27年度に構築した全学的な推進体制の下、職種・職層等に応じたセミナー研修を開始するなど、コンプライアンスの徹底に向けた方策を実施する。

- ・①-2-1 2018年度に検討したコンプライアンスの在り方を踏まえて、職種・職層等に対応したコンプライアンスに関するセミナー・研修等を実施する。

5 他大学等との連携に関する目標を達成するための措置

①－1 教育資源を効果的・効率的に活用するため、第2期中期目標期間に他の国立大学との連携により開始した、遠隔授業システムと単位互換制度を利用した教養教育、留学生への入学前事前教育、欧州獣医学教育認証取得に向けた獣医学教育等を充実させる。

- ・①－1－1 北海道地区国立大学教養教育連携実施事業を継続して実施することにより、北海道地区国立大学の教養教育を充実させる。また、留学生への入学前準備教育として、学部及び大学院準備プログラムを継続して実施する。
- ・①－1－2 欧米水準の獣医学教育の実施に向けて、欧州獣医学教育施設協会（E A E V E）による公式審査を受審する。

①－2 北海道地区の国立大学と連携して、調達業務の共同化、資金運用の共同化（Jファンド）による余裕金の運用等、事務の効率化・合理化のための取組を引き続き実施する。また、大規模災害に備え、安否確認システムを導入している北海道地区の国立大学と合同模擬訓練を実施するなど、関係機関との連携体制を強化する。

- ・①－2－1 北海道地区の国立大学等との共同調達及び資金運用の共同化（Jファンド）による余裕金の運用等を継続して実施する。
- ・①－2－2 安否確認システムを導入している道内国立大学と合同模擬訓練を継続して実施する。

VI 予算（人件費の見積りを含む）、収支計画及び資金計画

別紙参照

VII 短期借入金の限度額

1. 短期借入金の限度額

9,056,700 千円

2. 想定される理由

運営費交付金の受け入れ遅延及び事故の発生等により緊急に必要となる対策費として借り入れることが想定されるため。

VIII 重要な財産を譲渡し、又は担保に供する計画

1. 重要な財産を譲渡する計画

- ・ 北方生物圏フィールド科学センター水圏ステーション室蘭臨海実験所の土地（北海道室蘭市母恋南町1丁目74番2、母恋北町3丁目68番152 56,140 m²）を譲渡する。

IX 剰余金の使途

決算において剰余金が発生した場合は、その全部または一部を、文部科学大臣の承認を受けて、教育研究の質の向上及び組織運営の改善に充てる。

X その他

1. 施設・設備に関する計画

(単位：百万円)

施設・設備の内容	予定額	財 源
・ 総合研究棟（機械工学系） ・ （白尻）実験研究棟（水産学系） ・ 総合研究棟改修（歯学系） ・ 基幹・環境整備（ブロック塀対策） ・ 学修支援施設改修 ・ 総合研究棟（工学系） ・ ライフライン再生（給排水設備） ・ 感染癌研究に不可欠な危険物質 使用のための動物実験室の整備 ・ 小規模改修	総額 2,584	施設整備費補助金 (2,506) 船舶建造費補助金 (0) 長期借入金 (0) （独）大学改革支援・学位授与機構 施設費交付金 (78)

注) 金額は見込みであり、上記のほか、業務の実施状況等を勘案した施設・設備の整備や、老朽度合い等を勘案した施設・設備の改修等が追加されることもあり得る。

2. 人事に関する計画

組織の活性化・国際化・男女共同参画を促進するため、次の方策を講ずる。

- ・ 正規教員の年俸制、クロスアポイントメント制度等の適用を促進する。特に年俸制については、人事給与マネジメント改革を推進するため、新たな年俸制を策定するとともに業績評価制度をより厳格化する。
- ・ 事務職員に対するSD研修を継続して実施し、特に英語能力向上のための研修等を実施する。
- ・ 若手・外国人・女性教員の増加策を継続実施する。
- ・ 女性の管理職への積極的な登用を実施し、女性管理職比率を13%以上とする。

(参考1) 平成31年度の常勤職員数 3,402人
また、任期付き職員数の見込みを 643人とする。

(参考2) 平成31年度の人件費総額見込み 44,516百万円（退職手当は除く）

別表（学部の学科・課程、研究科の専攻等）

文学部	人文科学科	740 人	
教育学部	教育学科	220 人	
法学部	法学課程	850 人	
経済学部	経済学科	400 人	
	経営学科	360 人	
理学部	数学科	200 人	
	物理学科	140 人	
	化学科	300 人	
	生物科学科	320 人	
	地球惑星科学科	240 人	
医学部	医学科	667 人	（医師養成に係る分野）
	保健学科	720 人	
歯学部	歯学科	318 人	（歯科医師養成に係る分野）
薬学部	薬科学科	200 人	
	薬学科	180 人	
工学部	応用理工系学科	640 人	
	情報エレクトロニクス学科	720 人	
	機械知能工学科	480 人	
	環境社会工学科	840 人	
	3 年次編入学	20 人	（各学科共通の学生収容定員）
農学部	生物資源科学科	144 人	
	応用生命科学科	120 人	
	生物機能化学科	140 人	
	森林科学科	144 人	
	畜産科学科	92 人	
	生物環境工学科	120 人	
	農業経済学科	100 人	
獣医学部	共同獣医学課程	240 人	（獣医師養成に係る分野）
水産学部	海洋生物科学科	216 人	
	海洋資源科学科	212 人	
	増殖生命科学科	216 人	
	資源機能化学科	216 人	
文学研究科※ ³¹	思想文化学専攻	26 人	〔うち修士課程 14 人〕 〔博士後期課程 12 人〕
	歴史地域文化学専攻	50 人	〔うち修士課程 28 人〕 〔博士後期課程 22 人〕
	言語文学専攻	51 人	〔うち修士課程 29 人〕 〔博士後期課程 22 人〕
	人間システム科学専攻	33 人	〔うち修士課程 19 人〕 〔博士後期課程 14 人〕
法学研究科	法学政治学専攻	85 人	〔うち修士課程 40 人〕 〔博士後期課程 45 人〕
	法律実務専攻	150 人	（専門職学位課程）
医学研究科※ ²⁹	医学専攻	100 人	（博士課程）
情報科学研究科※ ³¹	情報理工学専攻	72 人	〔うち修士課程 48 人〕 〔博士後期課程 24 人〕
	情報エレクトロニクス専攻	55 人	〔うち修士課程 39 人〕 〔博士後期課程 16 人〕
	生命人間情報科学専攻	45 人	〔うち修士課程 33 人〕 〔博士後期課程 12 人〕

水産科学院	メディアネットワーク専攻	46人	〔うち修士課程 30人 博士後期課程 16人〕
	システム情報科学専攻	43人	〔うち修士課程 27人 博士後期課程 16人〕
	海洋生物資源科学専攻	137人	〔うち修士課程 86人 博士後期課程 51人〕
	海洋応用生命科学専攻	148人	〔うち修士課程 94人 博士後期課程 54人〕
環境科学院	環境起学専攻	133人	〔うち修士課程 88人 博士後期課程 45人〕
	地球圏科学専攻	112人	〔うち修士課程 70人 博士後期課程 42人〕
	生物圏科学専攻	173人	〔うち修士課程 104人 博士後期課程 69人〕
理学院	環境物質科学専攻	89人	〔うち修士課程 56人 博士後期課程 33人〕
	数学専攻	140人	〔うち修士課程 90人 博士後期課程 50人〕
	物性物理学専攻	78人	〔うち修士課程 48人 博士後期課程 30人〕
	宇宙理学専攻	67人	〔うち修士課程 40人 博士後期課程 27人〕
	自然史科学専攻	138人	〔うち修士課程 78人 博士後期課程 60人〕
	農学院	共生基盤学専攻※ ³¹	56人
生物資源科学専攻※ ³¹		70人	〔うち修士課程 42人 博士後期課程 28人〕
応用生物科学専攻※ ³¹		30人	〔うち修士課程 18人 博士後期課程 12人〕
環境資源学専攻※ ³¹		70人	〔うち修士課程 42人 博士後期課程 28人〕
農学専攻		178人	〔うち修士課程 142人 博士後期課程 36人〕
生命科学院	生命科学専攻	354人	〔うち修士課程 232人 博士後期課程 122人〕
	臨床薬学専攻	20人	(博士課程)
	ソフトウェア専攻	44人	〔うち修士課程 32人 博士後期課程 12人〕
教育学院	教育学専攻	153人	〔うち修士課程 90人 博士後期課程 63人〕
国際広報メディア・ 観光学院	国際広報メディア専攻※ ³¹	55人	〔うち修士課程 27人 博士後期課程 28人〕
	観光創造専攻※ ³¹	21人	〔うち修士課程 15人 博士後期課程 6人〕
	国際広報メディア・観光学 専攻	59人	〔うち修士課程 47人 博士後期課程 12人〕
保健科学院	保健科学専攻	110人	〔うち修士課程 80人 博士後期課程 30人〕
工学院	応用物理学専攻	93人	〔うち修士課程 66人 博士後期課程 27人〕

	材料科学専攻	99人	〔うち修士課程 博士後期課程〕	78人 21人
	機械宇宙工学専攻	69人	〔うち修士課程 博士後期課程〕	54人 15人
	人間機械システムデザイン専攻	67人	〔うち修士課程 博士後期課程〕	52人 15人
	エネルギー環境システム専攻	67人	〔うち修士課程 博士後期課程〕	52人 15人
	量子理工学専攻	55人	〔うち修士課程 博士後期課程〕	40人 15人
	環境フィルター工学専攻	66人	〔うち修士課程 博士後期課程〕	48人 18人
	北方圏環境政策工学専攻	73人	〔うち修士課程 博士後期課程〕	52人 21人
	建築都市空間デザイン専攻	59人	〔うち修士課程 博士後期課程〕	44人 15人
	空間性能システム専攻	69人	〔うち修士課程 博士後期課程〕	54人 15人
	環境創生工学専攻	71人	〔うち修士課程 博士後期課程〕	56人 15人
	環境循環システム専攻	51人	〔うち修士課程 博士後期課程〕	36人 15人
	共同資源工学専攻	20人	(修士課程)	
総合化学院	総合化学専攻	372人	〔うち修士課程 博士後期課程〕	258人 114人
経済学院	現代経済経営専攻	94人	〔うち修士課程 博士後期課程〕	70人 24人
	会計情報専攻	40人	(専門職学位課程)	
歯学院	口腔医学専攻	162人	(博士課程)	
獣医学院	獣医学専攻	72人	(博士課程)	
医学院	医科学専攻	40人	(修士課程)	
	医学専攻	270人	(博士課程)	
医理工学院	医理工学専攻	39人	〔うち修士課程 博士後期課程〕	24人 15人
国際感染症学院	感染症学専攻	36人	(博士課程)	
国際食資源学院	国際食資源学専攻	36人	〔うち修士課程 博士後期課程〕	30人 6人
文学院	人文学専攻	99人	〔うち修士課程 博士後期課程〕	71人 28人
	人間科学専攻	26人	〔うち修士課程 博士後期課程〕	19人 7人
情報科学院	情報科学専攻	222人	〔うち修士課程 博士後期課程〕	179人 43人
公共政策学教育部	公共政策学専攻	60人	(専門職学位課程)	

(注1) 上欄の人数は、平成31年度における学生収容定員を示す。

(注2) ※₂₉を付した研究科は、平成29年度から募集を停止した研究科を示す。

(注3) ※₃₁を付した研究科又は専攻は、平成31年度から募集を停止した研究科又は専攻を示す。

(別紙) 予算、収支計画及び資金計画

1. 予算

平成31年度 予算

(単位：百万円)

区 分	金 額
収入	
運営費交付金	39,168
施設整備費補助金	2,506
補助金等収入	3,474
大学改革支援・学位授与機構施設費交付金	78
自己収入	40,392
授業料、入学金及び検定料収入	9,524
附属病院収入	29,219
財産処分収入	0
雑収入	1,648
産学連携等研究収入及び寄附金収入等	13,368
目的積立金取崩	0
前中期目標期間繰越積立金取崩	131
計	99,119
支出	
業務費	78,791
教育研究経費	50,163
診療経費	28,627
施設整備費	2,584
補助金等	3,474
産学連携等研究経費及び寄附金事業費等	13,368
長期借入金償還金	900
計	99,119

[人件費の見積り]

期間中総額 44,516百万円を支出する（退職手当は除く）。

注) 「運営費交付金」のうち、平成31年度当初予算額 36,627百万円、

前年度よりの繰越額のうち使用見込額 2,541百万円

注) 「施設整備費補助金」のうち、平成31年度当初予算額 1,214百万円、

前年度よりの繰越額 1,292百万円

「補助金等収入」のうち、平成31年度当初予算額 3,474百万円

2. 収支計画

平成31年度 収支計画

(単位：百万円)

区 分	金 額
費用の部	98,434
経常費用	98,434
業務費	88,622
教育研究経費	15,025
診療経費	16,048
受託研究経費等	8,442
役員人件費	131
教員人件費	27,794
職員人件費	21,180
一般管理費	2,704
財務費用	83
減価償却費	7,024
うち受託研究費等	959
臨時損失	0
収益の部	98,862
経常収益	98,862
運営費交付金収益	36,605
授業料収益	8,463
入学金収益	1,385
検定料収益	287
附属病院収益	29,219
受託研究等収益	9,401
補助金等収益	3,438
寄附金収益	2,360
施設費収益	625
財務収益	16
雑益	3,142
資産見返運営費交付金等戻入	1,956
資産見返補助金等戻入	978
資産見返寄附金戻入	979
資産見返物品受贈額戻入	1
臨時利益	0
純利益	427
目的積立金取崩益	0
前中期目標期間繰越積立金取崩益	131
総利益	559

注) 損益が均衡しない理由

- ・ 附属病院における利益
 - 借入金に係る元金償還額と減価償却費の差額 . . . 555百万円
 - 附属病院収益を財源とした固定資産取得額と減価償却費の差額 . . . 43百万円
 - 目的積立金を財源として取得した診療用固定資産に係る減価償却費 . . . △11百万円
- ・ その他
 - 雑益を財源とした固定資産取得額と減価償却費の差額 . . . △34百万円
 - リース資産に係る債務減少額と減価償却費の差額 . . . 6百万円

3. 資金計画

平成31年度 資金計画

(単位：百万円)

区 分	金 額
資金支出	111,298
業務活動による支出	90,191
投資活動による支出	6,759
財務活動による支出	2,167
翌年度への繰越金	12,178
資金収入	111,298
業務活動による収入	93,846
運営費交付金による収入	36,627
授業料・入学金及び検定料による収入	9,524
附属病院収入	29,219
受託研究等収入	9,401
補助金等収入	3,474
寄附金収入	2,457
その他の収入	3,142
投資活動による収入	2,584
施設費による収入	2,584
財務活動による収入	16
前年度よりの繰越金	14,851